

広島県告示第二百八十五号

平成八年広島県告示第百二十九号（政府調達協定に係る苦情の処理手続）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

九1中「定める件（平成二十二年一月二十五日総務省告示第十九号）」を「定める件（平成二十四年総務省告示第十四号）」に改める。

第十号中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「（会計管理部会計総務課）」を「（会計管理部総務事務課）」に、「FAX（〇八二二二八―三三〇二）」を「ファクシミリ（〇八二二二八―五三九二）」に改める。